

随意契約内容の公表について

京都市交通局の随意契約のうち、次の契約を公表しています。

1 対象契約

令和3年度下半期（10月～3月）契約分

- (1) 契約金額が250万円を超える工事請負及び測量・設計等の委託に係る契約
- (2) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入，賃借，委託等）

2 公表する内容

- (1) 件名
- (2) 契約担当課
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所及び商号等
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

3 閲覧

総務課契約窓口でも閲覧に供しています。

4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

随意契約一覧表（令和3年度下半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和3年10月4日	バス運行総合システム（実績収集系）新規構築業務委託（その7）	234,300,000	企画総務部 総務課	NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
令和3年11月2日	東西線50系車両用車輪（第01編成）	25,182,960	企画総務部 総務課	住友商事株式会社 輸送機材事業第二部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和3年11月2日	東西線50系車両台車用空気ばね（第04、05編成）	23,865,600	企画総務部 総務課	住友商事株式会社 輸送機材事業第二部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和3年11月11日	烏丸線10系車両台車装置及び連結装置部品（全重検用）	6,736,144	企画総務部 総務課	住友商事株式会社 輸送機材事業第二部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和3年11月26日	竹田車両基地試験管理運用システム点検整備	6,160,000	企画総務部 総務課	菱電商事株式会社 京都営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和3年12月2日	烏丸線10系車両用集電装置部品	5,165,600	企画総務部 総務課	東洋電機製造株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和3年12月2日	烏丸線10系車両空調装置ラインデリア部品（全重検用）	6,842,616	企画総務部 総務課	菱電商事株式会社 京都営業所	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和3年12月14日	東西線50系車両用車輪（第02編成）	26,360,400	企画総務部 総務課	住友商事株式会社 輸送機材事業第二部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年1月19日	東西線軌道整備工事に伴う信号設備対応業務委託	7,150,000	企画総務部 総務課	日本信号株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年2月21日	東西線50系車両台車用空気ばね（第06編成）	11,932,800	企画総務部 総務課	住友商事株式会社 輸送機材事業第二部	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和4年2月2日	竹田車両基地車輪転削盤部分改修業務	24,200,000	企画総務部 総務課	川重商事株式会社 大阪支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約一覧表（令和３年度下半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和4年1月19日	バスロケーションシステム標識柱の更新	6,001,160	企画総務部 総務課	新潟通信機株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和4年1月21日	企画乗車券（旧券）利用停止（自動改集札機） 改修業務委託	14,740,000	企画総務部 総務課	オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和4年2月15日	駅登録マスタ変更（係員処理端末機）改修業務 委託	6,765,000	企画総務部 総務課	オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和4年2月18日	駅登録マスタ変更（係員定期券発行機）改修業務 委託	6,798,000	企画総務部 総務課	東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和4年2月18日	烏丸線１０系車両台車空気ばねゴム部品交換業務	16,896,000	企画総務部 総務課	住友商事株式会社 輸送機材事業第二部	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和4年3月4日	ＩＣカードポイントサービスに係る機器改修業務 委託	113,300,000	企画総務部 総務課	オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第２号
令和4年3月31日	市バス車両清掃業務及び市バス・地下鉄広告物等 脱着業務	114,334,000	企画総務部 営業推進課	一般社団法人京都市交通局協力会	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年10月21日	東西線列車無線設備更新工事その１	112,618,000	企画総務部 総務課	八幡電気産業株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和4年1月28日	市バス路線・ダイヤの在り方に関する検討業務	18,150,000	自動車部 運輸課	一般社団法人 システム科学研究所	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

随意契約締結結果書

1 件名
バス運行総合システム（実績収集系）新規構築業務委託（その7）

2 契約担当課
企画総務部総務課

3 契約締結日
令和3年10月4日

4 履行期間
令和3年10月5日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中心区城見一丁目4番24号
NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社

6 契約金額（税込み）
234,300,000円

7 契約内容
バス運行総合システム（実績収集系）の新規構築

8 随意契約の理由

本業務は、平成28年度から実施しているバス運行総合システム（実績収集系）の構築を引続き実施するものであり、路上通信機等の関連機器の設置や運転士の勤務実績の取得に係る機能改修等を行うものである。

本業務では、既存システムと共通の機器（車載通信機、ネットワーク関連機器等）を使用するため、既存設備の設計内容に加え、既存システムのソフトウェア構成に関しても熟知している必要があり、既存システムを独自に設計、構築した上記業者以外の業者が実施した場合、既存システムの運用に著しい支障が生ずるおそれがある。また、上記業者は、本システムを構成するソフトウェアにかかわる著作権並びに詳細な技術情報を保有する唯一の業者であることから、上記業者を契約の相手方として選定するものである。

9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線 50 系車両用車輪（第 01 編成）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和 3 年 11 月 2 日
- 4 履行期間
令和 3 年 11 月 3 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
25,182,960 円
- 7 契約内容
東西線 50 系車両用車輪（第 01 編成）の購入
- 8 随意契約の理由
東西線 50 系車両台車の車輪は、日本製鉄株式会社が 50 系車両用に特別に設計及び製作したもので、日本製鉄株式会社以外の業者では製作できないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は、京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線 50 系車両台車用空気ばね（第 04，05 編成）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和 3 年 11 月 2 日
- 4 履行期間
令和 3 年 11 月 3 日から令和 5 年 1 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
23,865,600 円
- 7 契約内容
東西線 50 系車両台車用空気ばね（第 04，05 編成）
- 8 随意契約の理由
東西線 50 系車両の台車用空気ばねは，日本製鉄株式会社が 50 系車両用に，特別に設計及び製作したもので，本部品は日本製鉄株式会社以外の業者では製作できないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は，京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線 10 系車両台車装置及び連結装置部品（全重検用）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和 3 年 11 月 11 日
- 4 履行期間
令和 3 年 11 月 12 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
6, 736, 144 円
- 7 契約内容
烏丸線 10 系車両台車装置及び連結装置部品（全重検用）の購入
- 8 随意契約の理由
烏丸線 10 系車両の台車装置及び連結装置は、日本製鉄株式会社が 10 系車両用に特別に設計、製作したものであり、本部品は、日本製鉄株式会社以外の業者では製作できないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者が京都市交通局の車両部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
竹田車両基地試験管理運用システム点検整備
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年11月26日
- 4 履行期間
令和3年11月27日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区弁慶石町5-1 菱電商事京都ビル4F
菱電商事株式会社 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
6,160,000円
- 7 契約内容
竹田車両基地試験管理運用システム点検整備の委託
- 8 随意契約の理由
本業務は、試験管理運用システム（以下「本装置」という。）の性能を維持するために、定期的に点検整備を行うものである。本装置は、烏丸線10系車両専用に三菱電機株式会社が設計及び製作したものであり、三菱電機株式会社でなければ本装置の詳細を把握できず本業務を実施することができないため随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者が京都市交通局の車両用電機部品の販売及び車両用機器の改造・修繕・点検整備に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店であるため、上記業者を選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線 10 系車両用集電装置部品
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和 3 年 12 月 2 日
- 4 履行期間
令和 3 年 12 月 3 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区角田町 1 番 1 号東阪急ビル
東洋電機製造株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
5, 165, 600 円
- 7 契約内容
烏丸線 10 系車両用集電装置部品の購入
- 8 随意契約の理由
烏丸線 10 系車両の集電装置は東洋電機製造株式会社が 10 系車両用に特別に設計，製作したものであり，本部品は東洋電機製造株式会社以外の業者では製作できないため，随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線 10 系車両空調装置ラインデリア部品（全重検用）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和 3 年 12 月 2 日
- 4 履行期間
令和 3 年 12 月 3 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区弁慶石町 5-1 菱電商事京都ビル 4F
菱電商事株式会社 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
6,842,616 円
- 7 契約内容
烏丸線 10 系車両空調装置ラインデリア部品（全重検用）の購入
- 8 随意契約の理由
烏丸線 10 系車両の空調装置は、三菱電機株式会社が 10 系車両用に特別に設計、製作したものであり、本部品は三菱電機株式会社以外の業者では製作できないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者が京都市交通局向けの車両用電機部品の販売及び車両用機器の改造・修繕・点検整備に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線 50 系車両用車輪（第 02 編成）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和 3 年 12 月 14 日
- 4 履行期間
令和 3 年 12 月 15 日から令和 4 年 1 月 30 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
26,360,400 円
- 7 契約内容
東西線 50 系車両用車輪（第 02 編成）の購入
- 8 随意契約の理由
東西線 50 系車両台車の車輪は、日本製鉄株式会社が 50 系車両用に特別に設計及び製作したもので、日本製鉄株式会社以外の業者では製作できないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は、京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線軌道整備工事に伴う信号設備対応業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年1月19日
- 4 履行期間
令和4年1月20日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区小松原町2番4号
日本信号株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
7, 150, 000円
- 7 契約内容
レール交換工事に伴い信号設備の脱着を行い、工事終了後に信号設備の異常の有無について確認を行う。
- 8 随意契約の理由
本信号設備は、東西線における信号保安システム全体を構成するうえで極めて重要な設備であり、当該作業を行うためには、現行の信号保安システムを十分把握していることが必要不可欠となる。また、夜間の限られた時間内で作業を完了し、始発列車の運行に支障のないことを確認する必要がある。
従って、本業務を実施することができるのは、東西線信号保安システムの製作、施工及び保守業務を行っている上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線 50 系車両台車用空気ばね（第 06 編成）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和 4 年 2 月 21 日
- 4 履行期間
令和 4 年 2 月 22 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
11,932,800 円
- 7 契約内容
東西線 50 系車両台車用空気ばね（第 06 編成）の購入
- 8 随意契約の理由
東西線 50 系車両の台車用空気ばねは、日本製鉄株式会社が 50 系車両用に、特別に設計及び製作したもので、日本製鉄株式会社以外の業者では製作できないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は、京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
竹田車両基地車輪転削盤部分改修業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年2月2日
- 4 履行期間
令和4年2月3日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号
川重商事株式会社 大阪支店
- 6 契約金額（税込み）
24,200,000円
- 7 契約内容
竹田車両基地の車輪転削盤の部分改修業務
- 8 随意契約の理由
竹田車両基地車輪転削盤は、烏丸線10系車両の運行で変形した車輪踏面を適正な形状に削正するもので、車両の安全運行に不可欠な装置である。そのため、本装置の改修には万全を期す必要がある。本装置は川崎エンジニアリング株式会社が烏丸線10系車両用に設計及び製作したものであり、本業務は川崎エンジニアリング株式会社の車輪転削盤の改修に関する継承会社である株式会社アサヤマでなければ、本装置の詳細が十分に把握できず業務を実施することができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は、京都市交通局の車輪転削盤に関する株式会社アサヤマの唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バスロケーションシステム標識柱の更新
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年1月19日
- 4 履行期間
令和4年1月20日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
新潟県新潟市中央区上所中三丁目14番8号
新潟通信機株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,001,160円
- 7 契約内容
バスロケーションシステム標識柱の更新
- 8 随意契約の理由
当該機器の更新に当たっては、既存システムの機能を損なうことなく契約の目的を達成することが求められる。このため、設置・試験調整や機器の動作確認など、既存システムが正常に稼働するよう施工する必要があることから、上記業者以外の者が当該業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
企画乗車券（旧券）利用停止（自動改集札機）改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年1月21日
- 4 履行期間
令和4年1月22日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区福島3丁目14番24号
オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所
- 6 契約金額（税込み）
14,740,000円
- 7 契約内容
企画乗車券（旧券）の利用停止を実施するに自動改集札機の改修
- 8 随意契約の理由
上記業者は、システムのソフトウェア設計及び製作を行っており、システムに関する技術的な全ての情報を保有している。よって、既存システムの機能に支障を来さずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
駅登録マスタ変更（係員処理端末機）改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年2月15日
- 4 履行期間
令和4年2月16日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区福島3丁目14番24号
オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所
- 6 契約金額（税込み）
6,765,000円
- 7 契約内容
各駅に設置してある係員処理端末機のソフトウェア改修・試験調整と現地展開を実施
- 8 随意契約の理由
上記業者は、駅務機器のソフトウェア・ハードウェアの設計及び製作を行っており、システムに関する技術的な全ての情報を保有している。よって、既存の駅務機器及びシステム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
駅登録マスタ変更（係員定期券発行機）改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和4年2月18日
- 4 履行期間
令和4年2月19日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区角田町8-1
東芝インフラシステムズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
6,798,000円
- 7 契約内容
係員定期券発行機のソフトウェア改修・試験調整と現地展開を実施
- 8 随意契約の理由
上記業者は、システムのソフトウェア設計及び製作を行っており、システムに関する技術的な全ての情報を保有している。よって、既存システム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

烏丸線 10 系車両台車空気ばねゴム部品交換業務

2 契約担当課

企画総務部総務課

3 契約締結日

令和 4 年 2 月 18 日

4 履行期間

令和 4 年 2 月 19 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部

6 契約金額（税込み）

16,896,000 円

7 契約内容

烏丸線 10 系車両の台車空気ばねゴム部品の交換業務

8 随意契約の理由

烏丸線 10 系車両の空気ばねは、台車装置の一部として日本製鉄株式会社が烏丸線 10 系車両用に特別に設計、製作したものであり、日本製鉄株式会社でなければ、その詳細が分からず、本業務を履行することができないため。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記業者が京都市交通局の電車車両の台車装置、連結装置及び関連車両品の販売、修理及び改造に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
ＩＣカードポイントサービスに係る機器改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和４年３月４日
- 4 履行期間
令和４年３月４日から令和５年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区福島３丁目１４番２４号
オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所
- 6 契約金額（税込み）
１１３，３００，０００円
- 7 契約内容
令和５年４月にサービス実施を予定しているＩＣカードポイントサービス
に係る機器改修委託
- 8 随意契約の理由
上記業者は、駅務機器のソフトウェア・ハードウェアの設計及び製作を行っており、システムに関する技術的な全ての情報を保有している。よって、既存の駅務機器及びシステム等の機能に支障をきたさずに改修を実施できるのは、詳細な技術情報を保有する上記業者のみであるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第２号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
市バス車両清掃業務及び市バス・地下鉄広告物等脱着業務
- 2 契約担当課
企画総務部営業推進課
- 3 契約締結日
令和4年3月31日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区太秦下刑部町12
一般社団法人京都市交通局協力会
- 6 契約金額（税込み）
114,334,000円
- 7 契約内容
市バスの車両清掃及び市バス・地下鉄の広告取付・取外し業務
- 8 随意契約の理由
企画提案方式により公募した結果、上記業者が当該業務に最も適した者であると選定されたため、上記業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線列車無線設備更新工事その1
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年10月21日
- 4 履行期間
令和3年10月22日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目5番10号梅田パシフィックビルディング7F
八幡電気産業株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
112,618,000円
- 7 契約内容
市バス利用実態の把握及び分析、市バス路線・ダイヤの分析及び評価、今後の市バス路線・ダイヤの提案及び運行計画に係る基本方針の取りまとめ等
- 8 随意契約の理由
今回更新する姉小路事務所の中央制御装置及び状態監視装置は、東西線計8駅に設置している基地局装置と密接不可分の関係にあり、既設の基地局装置との整合性を保つためには、同一の事業者が製作した設備で疎通を図る必要がある。万が一、整合性が保てずに通話ができない状態になると、正常な列車運行ができず、列車遅延や運休など地下鉄を利用するお客様への甚大な支障が生じる。
本工事を行うためには、既設の基地局装置を製作・施工及び当局の列車無線設備の保守管理を行い、設備全体を十分に把握している上記業者に限られるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
市バス路線・ダイヤの在り方に関する検討業務
- 2 契約担当課
自動車部運輸課
- 3 契約締結日
令和4年1月28日
- 4 履行期間
令和4年1月28日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区新町通四条上ル小結棚町428 新町アイエスビル
一般社団法人 システム科学研究所
- 6 契約金額（税込み）
18,150,000円
- 7 契約内容
市バス利用実態の把握及び分析、市バス路線・ダイヤの分析及び評価、今後の市バス路線・ダイヤの提案及び運行計画に係る基本方針の取りまとめ等
- 8 随意契約の理由
上記業者は企画提案方式において、評価基準に基づき審査し、選定した者であるため、随意契約を行うものとする。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他